

令和4年度 第11回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和5年2月20日（月） 午後2時30分から午後3時15分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（13名）

（会長）	1番	松本 俊治
（委員）	2番	庄治 郁夫
	3番	吉井 幸弘
	4番	二本松 義人
	5番	吉村 修
	6番	川東 弘之
	7番	奥村 幸弘
	8番	前田 豊
	9番	大前 有三
	10番	高田 孝
	11番	光岡 大介
	13番	木下 勝博
	14番	茶谷 巖

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （係長）稲垣 重夫 （主査）増尾 尚之 （副主査）中田 奈緒美
（産業文化局長）長谷川 賢司

4. 欠席者：1名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第20号】 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件
〈審議結果：承認〉

【議案第21号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件
〈審議結果：農業委員会の意見を県に進達〉

【報告第37号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第38号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第39号】 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件

【報告第40号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。
委員会中は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら、開催させていただきたいと考えております。委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。
それでは、総会を始めさせていただきます。
本日の出席委員は13名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、13番木下委員と14番茶谷委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。
それでは、これより議案の審議に入ります。
議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」を上程いたします。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 議案第20号について説明いたします。
【議案書朗読】
農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、農地法によらずに農地の貸し借りを可能にするものです。農地法第3条の許可要件との違いは、農地法第17条の賃貸借の法定更新に係る適用が無く、当初定めた貸し借りの期間が満了すれば、農地所有者に農地が戻ってくること、下限面積に係る基準が無いことです。当該手続きにおいて、権利関係を発生させるためには、市が作成した農用地利用集積計画を農業委員会総会で決定し、市が公告しなければなりません。
それでは、資料「農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。
【資料朗読】
それでは、資料「農業経営基盤強化促進法(第18条抜粋)」をご覧ください。
【資料朗読】
ここに規定されているとおり、計画(案)はこの要件を全て満たすと考えております。
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
高田委員、お願いします。
- 高田委員 議案第20号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は、耕作地として適正に管理されています。また、申請者は農業経験を積んでおり、農業に必要な機会を持っておられ、今回利用権設定を行うことは問題ないと思われれます。
以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。
本件に対して御質問、御意見はありませんか。

- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 なければ、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定の件」につきましては、決定することにして、御異議ありませんか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 御異議がないようですので、議案第20号につきましては、決定することとします。
続きまして、議案第21号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。
事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第21号について説明いたします。
【議案書朗読】
本申請地は市街化調整区域ですので、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することになります。県知事へ意見書を送付するにあたり、「立地基準」と「一般基準」の両方を満たさない場合は許可されないため、農業委員会として基準を満たしているか確認するものです。
それでは、資料「農地区分」をご覧ください。
【資料朗読】
「立地基準」と「一般基準」の説明は以上です。
続きまして、資料「農地等の転用の許可申請に係る意見書(案)」をご覧ください。
【資料朗読】
資料のとおり、事務局としましては農地法第5条の規定に基づく許可申請の件につき、法定条件は満たしていると考えております。一方、事前にお配りしている顛末書のとおり、本件につきましては、農地法第3条での取得から現在の転用許可申請に至るまで、十分に耕作できていなかった事実がございます。そのため、県知事に意見書を送付するにあたり、委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。
- 議長 事務局の説明は終わりました。
次に、地元委員の説明をお願いします。
高田委員、お願いします。
- 高田委員 議案第21号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。ここで過去からの経緯について説明したいと思います。元々申請者の家族は養蜂を営んでおり、認定就農者となり農地法第3条で農地の取得をしました。イチジクのハウス栽培をメインに始めましたが、ハウス内の温度が50度を超える等、ハウス内が植物の生育に厳しい環境であることが判明し、耕作を断念しました。その後花卉栽培を行いました。が上手くいかず、数年後には完全に中止になりました。その間、農業委員として農地の保全をするよう数回指導し、草刈りがされたこともありました。現在、草は生えておりません。また、申請者の家族が病に倒れたことも、農作業が遅れた大きな原因になるかと思っております。一般的には問題があり、転売目的と思われても仕方ないところもあるかと思っておりますが、初期費用が多すぎて、ハウスを補修する費用を捻出することが大変だったのかなあと思っております。申請者から提出がありました顛末書については既にご一読頂いているかと思っておりますが、この度の農地法第5条の申請は、仕方がないのかなあと思っております。
以上で、地元委員の説明を終わります。
- 議長 地元委員の説明は終わりました。
他に意見はありますか。

奥村委員 提出された顛末書を読んだが、言い訳ばかりという印象を受けます。作物ができないと言われても、農地法3条で取得したからには頑張ってもらわないと。

事務局 3条で農地を取得後、耕作を何年しなければならないという法令上の規定はありません。今回は取得してから10年ということで、その間耕作をあきらめてしまったということはありませんけれども、法律的には今回の農地法第5条の申請は要件を満たしていると考えております。

奥村委員 農地を農地として使うのは、我々農家にとっては当たり前のことです。生産緑地は30年という縛りがある中で、生産緑地の所有者から農地の相談をされた時は、期間があるから頑張ってやってと話している。同じ農地なのに、今後どのように説明したらよいのか。できなければ途中で止めるということになっていいのでしょうか。

事務局 仰る通りで、当時農地を農地法第3条で取得した時も、地元の活性化というのも理由にあったが、実際は耕作できなくなった後も、他に農業できる人を探すこともしなかった。ただ、事務局としては農地転用の法定要件は満たしていると考えている。しかし委員の皆さんは他にご意見もお持ちかと思うので、ご意見をうかがっている次第です。

奥村委員 それなら、生産緑地は30年の指定があるが、それも途中で出来なくなったらやらなくてもいいんですか。

事務局 今回の件は、そもそも新規就農者が農地法第3条で農地を取得し、耕作の計画がとん挫するなど、見込みが甘かった部分はあると思います。しかし、このまま取得していても耕作できない状況が続くだけであり、今回の農地法第5条の申請は、法的要件については満たしていると考えます。ただ、やっぱり農地を取得したにも関わらず耕作をせずに転用するのはおかしいとか、いろんなご意見はあるかと思しますので、皆様の意見を県に進達する意見書に記載し、県に判断してもらうのも良いかと思します。

奥村委員 あくまで私の意見ですが、やっぱりなんかずれているなあと思います。

議長 他に意見はありますか。

川東委員 私は奥村委員と意見は反対で、この顛末書を読む限り、申請者は農地を取得した当時は、希望を持って農業に取り組んでいた気がします。農地を放置するのは簡単だが、何とか活用しようとしていたと思う。今は、農業に手が回らない状況ではないかと想像される。転売目的で農地を買ったのか分からないが、顛末書も出ている以上、私は転用を認めざるを得ないように感じます。

議長 他に意見はありますか。

委員 (質問、意見なし)

議長 委員の皆様のご意見をお聞きしましたが、農業委員会としての意見をまとめるのは難しいと思います。ご異議がなければ、議案第21号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、総会で出た意見を県知事に進達することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第21号につきましては、総会で出た意見を県知事に進達することとします。

これより、報告案件に入ります。

まず、報告第37号「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第37号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第38号「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第38号について説明いたします。

【議案書朗読】

農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第39号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第39号について説明いたします。

【議案書朗読】

貸貸人と借借人の連名で、農地の貸借について、双方合意による解約が成立したことが通知されたものです。通知書には、合意解約書及び印鑑証明書が添付されており、合意による解約が確認できたため、通知書を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

続きまして、報告第40号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第40号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

議長 以上で、本日予定しておりました議案の審議ならびに報告案件はすべて終了しました。

これもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時15分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
